

《郵便番号》
 《住所_上段》《住所_中段》
 《住所_下段》
 《漢字氏名》様

《バーコード：資金コード + 貸付コード》
 (バーコードの下に文字も表示)

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
 コロナ特例償還・免除事務担当

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還残高のお知らせ 《 特例貸付名称 》 分
[Notice of Repayment Amount in Arrears of Special Loans for Emergency Small Amount Funds]

現在、償還期間中の《 特 例 貸 付 名 称 》の償還残高(作成基準日時点)について、下記のとおり御案内いたします。

ついては、償還金額や償還期日等を御確認いただき、計画的な償還をお願いいたします。

なお、作成基準日以降に償還された場合、償還残額が異なる可能性がありますので、御了承ください。

記

【作成基準日：《作成基準日(和暦)》】

資金名称	《特例貸付名称》
借受人氏名	《漢字氏名》
貸付コード	《資金コード》《貸付コード》
貸付額	《貸付額》
償還期間	《償還期間(yy年mmヵ月)》
償還開始日	《償還開始日(和暦)》
償還期限日	《償還期限日(和暦)》
償還済額	《償還済額》円
償還残額	《償還残額》円
償還残額のうち滞納額	《滞納額》円

【今後の償還についてお困りの方へ】

本通知裏面に償還に関する御案内や関連する手続きについて記載があります。



【問い合わせ先】

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例貸付償還・免除事務担当

電話番号：050-2018-1839 受付時間：平日9：00～17：00

埼玉県社会福祉協議会ホームページ https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html

●償還免除、償還猶予について

すでに償還が始まっている貸付についても、一部要件に該当する場合、償還額が免除または償還期限が猶予される可能性があります。具体的な申請方法や必要書類などについては下記の申請・問い合わせ先へ御連絡ください。

○償還免除となる対象

- ・生活保護を受給している方
- ・精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）等を交付されている方

○償還猶予の申請

免除に該当しない場合でも、病気、失業、収入減少、その他事情により償還が困難な場合には、償還が猶予される可能性があります。

●住所や氏名に変更があった方へ

該当する場合、氏名等変更届と必要書類を御提出いただき、お手続きいただく必要があります。

※氏名等変更届は埼玉県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

※お手続きがされていない場合、今後償還に関するお知らせがお手元に届かない可能性があります。

変更の内容	必要な添付書類
住所の変更	住民票（原本）※コピー不可 ・前住所と現住所が記載された世帯全員の記載があるもの ・マイナンバーの記載がないもの ・3ヶ月以内に発行されたもの
改姓・改名	住民票（原本）※コピー不可 ・新しい姓及び旧姓が記載された世帯全員の記載があるもの ・マイナンバーの記載がないもの ・3ヶ月以内に発行されたもの
借受人が死亡	住民票の除票（3ヶ月以内に発行）又は死亡診断書の写し

●生活にお困りの方の相談窓口について

生活にお困りの方の相談窓口として、「自立相談支援機関」が全国に設置されています。働きたくても働けない、住む所がないなど、生活に関わる困りごとがある場合は地域の相談窓口にて御相談ください。

＜自立相談支援機関 相談窓口一覧＞ <https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>



●その他よくある質問 Q & A

埼玉県社会福祉協議会のホームページに掲載しています。（随時更新予定）

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【住所】〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-11-27

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html

【お願い】・関連する手続きの書類の直接受付はしていません。持参によるお手続きは御遠慮ください。
・この通知が届いた直後などは電話がつながりにくい場合があります。

